

第三節 爆雷投射訓練規則

大正十二年十二月十日内令第四三七號ニ依リ始メテ本規則ヲ發布シ訓練ノ基準ヲ示セリ摘要左ノ如シ

爆雷投射訓練規則（摘要）

總則

一、本則ハ艦船ニ於テ施行スル爆雷投射（若ハ投下、以下倣之）訓練ニ關スル事項ヲ規定ス

二、爆雷投射訓練ノ主ナル目的左ノ如シ

- (一) 各級指揮官ヲシテ諸種ノ戰況ニ適應スル投射指揮法ヲ研究練磨セシムルコト
- (二) 操作員ヲシテ爆雷投射機及落下裝置ノ性能及構成ヲ知悉セシメ且裝備投射等ノ諸作業ニ習熟セシムルコト

(三) 各員ヲシテ兵器使用取扱ニ關スル事項ヲ研究セシメ以テ爆雷作業ノ進歩ヲ圖リ併セテ兵器ノ改良ニ資セシムルコト
 三、本訓練實施ニ當リテハ成ルベク航路、海底電線敷設位置及漁揚等交通、通信産業ノ妨ゲトナルベキ海面ヲ避ケ且附近ノ船舟ニ
 危害ヲ與ヘザル様留意スベシ

四、本訓練ハ爆雷ニ關スル教範、操式等ニ則リ克ク其ノ目的ヲ達成センコトヲ期スベシ

五、本訓練ハ諸種ノ天候諸種ノ海面ニ於テ施行シ各種ノ狀況ニ於ケル作業ニ習熟セシムルヲ要スト雖兵器ノ亡失ニ關シテハ十分ナ
 ル防止手段ヲ講ズルモノトス

六、本則ニ規定スル訓練ハ在役、第一豫備ノ艦艇並ニ防備隊附屬艦船ニ於テ之ヲ施行シ毎年十二月一日以後ニ始メ翌年十一月末日
 迄ニ終ルモノトス

爆 雷 投 射 訓 練 ノ 種 類

七、本訓練ヲ左ノ如ク區分ス

基本教練投射 應用教練投射

各種教練投射ハ基本長之ヲ施行スルモノトス

但シ所屬長官若ハ戰隊司令官ハ適宜ノ方法ヲ以テ麾下艦船ノ應用教練投射ヲ施行スルコトヲ得

八、基本教練投射ハ各級將校ヲシテ爆雷投射指揮ニ又操作員ヲシテ爆雷ノ裝備及投射機、投射裝置ノ準備並ニ投射ノ諸作業ニ習熟
 セシメ以テ應用教練投射ノ基礎ヲラシムルヲ目的トス

九、應用教練投射ハ戰闘時起リ得ベキ諸般ノ狀況ニ應ズル投射法ヲ研究練習セシムルヲ目的トシ概ネ左記諸項目ニ就キ實施スルモ
 ノトス

(一) 編隊ヲ以テスル投射運動

(二) 夜間荒天等諸種ノ狀況ニ於ケル運動及作業

報 告 (略ス)

(備考)

一、教練投射成績表記入要素内容左記ノ如シ

施行年月日、施行海面、風向風力天候、海上模様、投射投下法、速力投射投下間隔秒時、關係諸官氏名、艦艇名、研究項目、投射機番號(落下臺位置)、爆雷番號(種類)、投射回数、射距離、飛行秒時、調整深度、沈降速度、發火能否、落下傘使用有無記事、研究シ得タル事項竝ニ意見、艦長(司令)官氏名印

二、當時ノ爆雷裝備艦艇等左ノ如シ

- (イ) 裝備濟ミノ艦艇、弓張、第一掃海隊、第五驅逐艦
- (ロ) 裝備豫定艦船、輕巡、一、二、等驅逐艦、特務艇

昭和二年二月ニ至リ内令第五十六號ヲ以テ昭和二年爆雷研究投射實施規程ヲ發布シ實施部隊、主要研究項目等ヲ指示シ時代ノ要求ニ副フトコロアリ越ヘテ昭和三年一月内令第一號ヲ以テ更ニ爆雷投射訓練規則ヲ改正發布セリ改定主要點左ノ如シ

一、爆雷投射テ區分シテ左記三トセルコト

- (一) 教練投射
- (二) 戰鬪投射
- (三) 研究投射

二、敷設、掃海訓練等ト同ジク基本長ハ操作員伎倆檢定ノ目的ヲ以テ投射檢定ヲ行フコトト爲シタルコト

三、投射成績ヲ定ムル要素ヲ具體的ニ指示セルコト(左ノ如シ)

- (一) 投射計畫ノ適否
- (二) 投射準備ノ適否
- (三) 投射指揮投射法ノ適否
- (四) 投射關係員操作ノ適否
- (五) 投射効果
- (六) 見張ノ適否
- (七) 測的ノ適否
- (八) 通信ノ適否
- (九) 應急諸操作ノ適否
- (十) 爆雷戰ニ對スル隊(艦)ノ指揮運用又ハ投射運動ノ適否
- (十一) 對勢回避警戒ノ狀況
- (十二) 天候海上ノ模様
- (十三) 其ノ他必要ト認ムル事項

之ヨリ先キ昭和二年十二月内令第四百四十一號ヲ以テ昭和三年爆發戰鬥投射實施規程ヲ發布セリ
(別記)

右投射訓練規則ノ改定ニ伴ヒ毎年度爆發雷投射區分表ヲ見ルト共ニ海軍戰技褒賞令中ニ投射關係員ニ對
スル褒賞ニ關シ一部ノ追加ヲ爲シ投射檢定實施標準等ノ法規ヲモ新ニ制定セララルルニ至レリ

昭和四年二月十四日内令第三〇號ヲ以テ更ニ本規則一部ノ改定ヲ見タリ改正要領ハ第一節敷設訓練規
則中ニ於ケル同時期ノ改定要領ニ準ズ